

鈴鹿市まちづくり基本条例

みんなでつくるう！
元気なまち、すずか！





なぜ「鈴鹿市まちづくり基本条例」がつくられたの?



地方分権が進み、それぞれの地方において、自分たちのまちづくりは、自分たちの責任で決定し、進めていくことが求められています。その流れの中で、わたしたちは、鈴鹿市の個性や特色を生かし、魅力あるまちをつくっていかなければなりません。



少子高齢化が進行し、ライフスタイルが変化している中、市民のニーズや価値観が多様化し、さまざまな地域の課題が発生しています。このような課題を解決するため、そこに住む人たちならではの解決策が求められています。



そのためには、市民、市議会、市が協働してまちづくりに取り組むことが重要です。

みんなでまちづくりを行っていくための基本となる考え方やルールとして、「鈴鹿市まちづくり基本条例」はつくられました!!



「まちづくり」って何だろう?



「鈴鹿市まちづくり基本条例」では、
市民一人ひとりが
夢や生きがいを持って安心して暮らせるような
住みよいまちをつくるための公共的な活動
を「まちづくり」としています。

「鈴鹿市まちづくり基本条例」の特徴は?

みんなで考えてつくりました。
公募の市民を含む34人の委員で条例に盛り込むべき内容をまとめた提言書を作成。それとともに市が原案を作成し、意見募集と説明会を行い、市議会での審査を経て、「鈴鹿市まちづくり基本条例」はつくられました。

「子どもの権利」について定めています。(第6条)
次代を担う大切な財産である子どもたちにとって、健やかに成長できる環境をつくっていくことが、優しい住みよいまちにつながっていくという考えによるものです。

「地域づくりの組織」について定めています。(第14条)
市民が連携・協力して、地域に必要な事業や活動を行うことで、住みよい地域をつくっていくことを目的に、自治会をはじめとする地域で活動するさまざまな団体や地域住民によって構成された「地域づくり協議会」の設立を推進しています。



鈴鹿市のまちづくりのキーワードは 「市民参加」「協働」「情報共有」

市民参加（第4条）

まちづくりは、市民参加によって進められます。

市民参加の方法

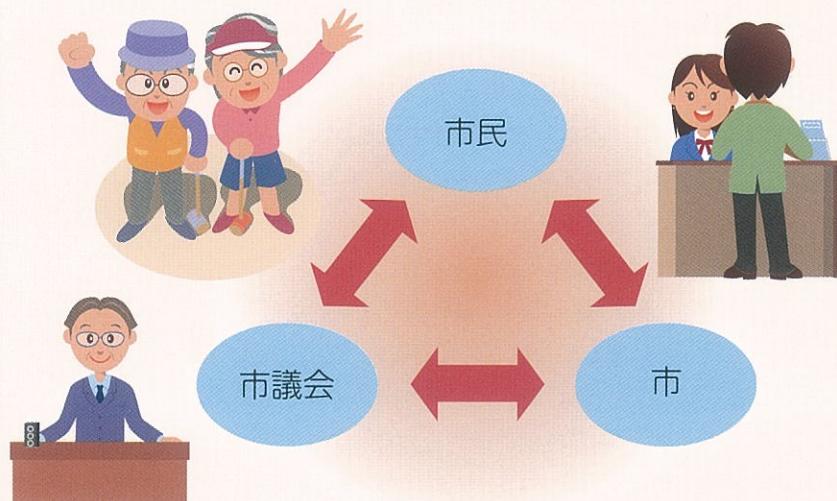
- ・自治会の活動や地域住民のみなさんによる海岸・河川の清掃、防犯パトロール
- ・NPOやボランティア団体による子育て支援や福祉に関する活動
- ・市が行うアンケートやパブリックコメントへの参加
- ・審査会や委員会等の委員になる

などの公共的な活動



協 動（第7条）

市民、市議会、市が協力し合ってまちづくりを進めます。



協働に必要なこと

- ・お互いに理解を深め合う
- ・信頼関係を築く
- ・それぞれの立場を尊重する
- ・役割と責任を分担する

情報共有（第8条）

市民、市議会、市は、まちづくりに関する情報の共有に努めます。



まちづくりを協働して進めていくためには、それぞれが保有しているまちづくりについての情報を、お互いに提供、共有し、活用に努めることが大切です。

「鈴鹿市まちづくり基本条例」Q&A

Q なぜ市民参加が必要なの?

A 住みよいまちをつくるためには、そのまちで暮らし、そのまちのことを一番よく知っている市民が参加し取り組むことが、大切であると考えています。まちづくりは、市民一人ひとりが、まちづくりの担い手であるという意識を持つことが重要です。

Q 鈴鹿市に通勤、通学する人も市民なの?

A 本市を活力のある住みよいまちにするためには、より多くの人にまちづくりに関わってほしいとの考えから、本市で働き、学び、活動している人、一時的に滞在するといった本市に関わる人や自治会、地域づくりの活動団体、NPO 等の団体、事業所等を有する法人等も市民に含めることとしています。

Q まちづくりへは必ず参加するの?

A 参加は強制されるものではなく、不参加の場合に不当な扱いを受けることはありません。ただ、市民は、まちづくりの主体ですので、地域などで行われるまちづくりにまず関心を持ち、可能な範囲で関わることが大切であると考えています。

Q まちづくりの基本となる考え方は?

A 市民、市議会、市が、人権を尊重し、次の4つの視点を考慮して、まちづくりを進めていくことが重要と考えています。この視点は身近で大切と考えられていることを取り上げています。

《まちづくりの視点》

- ・健康に暮らすことのできるまち
 - ・安全・安心を実感できるまち
 - ・地域コミュニティが充実し、豊かな人間関係が育まれるまち
 - ・互いの文化的違いを認め合う
- 多文化共生のまち

わたしたちのまちは、わたしたちが力を合わせて、
住みよいまちにしていかなければなりません。

「鈴鹿市まちづくり基本条例」の制定をきっかけとして、
鈴鹿市に住んでよかったです、これからもずっと住み続けていき
たいと、心から思えるまちにしていきましょう。



条例の解説や制定までの過程など、詳しい
情報は市ホームページでご覧いただけます。

お問い合わせ先

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-8695 FAX 059-382-2214

E-mail chiiikikyodo@city.suzuka.lg.jp